



伊賀市議会だより

No. 8
平成19年2月15日

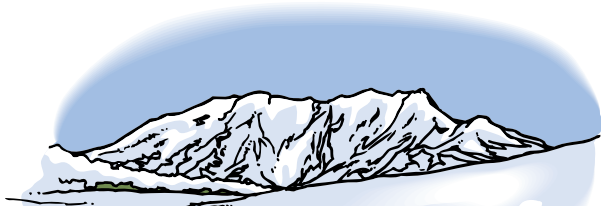


伊賀市岩倉「岩倉峡」



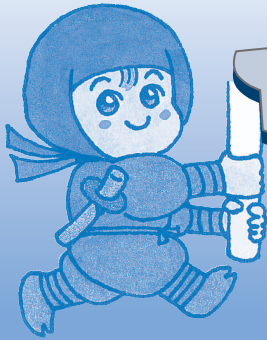
目次

- 一般質問・・・・・・・・・・ P 2～P 6
- 常任委員会付託案件審査・・・・・・・・ P 7
- 特別委員会報告・・・・・・・・ P 8～P 9
- 12月定例会及び
第6回臨時会議案等の審議結果・・・・ P 10
- 議員政治倫理審査会の審査結果公表・・ P 11
- バス運行希望調査（案）・・・・・・ P 12



12月定例会

一般質問



去る、12月に開催されました第7回伊賀市議会(定例会)では、一般質問が12月11日から14日までの4日間行われ、19名の議員により市の諸問題についての質問がありました。

市税と市営住宅使用料及び(同和事業)福祉資金貸付金の滞納は

(宮崎由隆議員)

Q 17年度決算額で市税の収入未済額は、17億2千8百万円強があり、

住宅使用料収入未済額は1億2千百万円強が計上されています。滞納整理(法的手続き)を含め徴収を進めているなかで、職員滞納があるのか、また、福祉資金貸付事業においては、昭和44年同和対策特別措置法等で本事業が進められてきたところですが会計上伊賀市では、一般会計で行なわれています。貸付事業という性格上、一般会計と分離し、収支採算を明らかにすべく特別会計事業として計上すべきと思います。また、職員の未収があるのかお聞きします。

今後徴収努力をいたします

A 市税で職員の滞納が1名だけありました。今後も収納率の向上に努めてまいります。福祉資金事業は、合併前上野市は一般会計で、他町村では特別会計で進めていましたが、合併協議では一般会計で一本化することに決まっています。また、職員のなかで未済は1件あります。



産学官連携による産業振興(ニュービジネスの創出)は

(本城善昭議員)

Q 厳しい財政状況のなか、事業見直し等によるコストの削減は必要

なことですが、歳入・税収増を図ることは当然で、地元的魅力的な雇用場を設けることは、重要課題です。既に昨年より産学官連携によるセミナーが開かれています。が、ニュービジネスを起こすうえで必要不可欠な研究開発機能の誘致促進はどのような方法で図られますか。

三重大学の研究開発機能の誘致に努めます

A 新たな就業機会の確保とともに技術革新などの変化に対応した人材育成、定住化を図るためには研究開発機能の誘致が重要です。従って、三重大学及びTLOとも連携し、生物・資源学部等の研究開発機能の誘致促進に努めていきたいと存じます。

市職員のマナーは

(馬場登代光議員)

Q 毎日午前8時半直前になります

と駆け足姿をよく見かけます。すなわち、遅刻者が多いということであります。職員は地方公務員法第30条から32条と伊賀市職員服務規程を知っておられるのか、守れない方は職員失格でないのか、

野放しにしてきたこの現状をどう感じられるのか、どう取り組まれるのか、担当助役および総務部長にお尋ねします。

前向きに取り組みます

A 11月に玄関前に立って出勤状況を調査しましたが、言われるとおり8時30分になっても駆け込んで来る者がいました。この結果を関係次長に厳しく注意したところであります。朝あっても、挨拶をしない職員もいます。助役は、今後職場を歩いて現状を見て廻ります。

公会計制度の導入を

(土井裕子議員)

Q わが国の公会計制度は、明治22年に、単式簿記、現金会計主義が導入されて以来、根本的改革が行われないまま現在に至っています。現金の移動しか記録しないため、減価償却費等を計上できないなど、行政サービスの提供に要した正確なコストを把握することが困難となつています。是非、複式簿記、発生主義会計を導入し、トップマネージメントを支える強力な手段としての活用をどのようにお考えですか。

会計情報の複式仕訳と自動処理の検討

A 総務省は、地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針“を策定しました。国の作成基準に準拠し、貸借対照表、行政

コスト計算書、資金収支計算書に純資産変動計算書を加えた4表を市単独及び関連団体等も含む連結ベースで作成し、その情報開示に向けて取り組むこととしています。今後は、公会計を導入、整備するためには、日々の会計情報を複式仕訳で処理することが必要となり、職員の意識改革を含め、早期に検討しなければならぬと思っています。

**全国的に広がっている
行政、業者間の談合癒着は
伊賀市ではありませんか**

(葛原香積議員)

Q 全国的に広がっている行政、業者間の談合癒着また、それから発展する三県知事の離職問題等につきましても大変憂慮しています。県段階のみならず、各市町村にまで影響しているのが新聞等でご覧のとおりです。伊賀市ではないと信じておりますが、素直に申し上げて、このような談合癒着の傾向があるのか、ないのか、お尋ねします。

談合等の情報は寄せられていません

A 伊賀市におきましては、官製談合はもちろんのこと、談合防止策をきちっとできていますので談合はございません。また、現在談合等の情報は寄せられていません。

**行政防災無線の一体化は
どうしていくのか**

(英 成樹議員)

Q 災害時など指示連絡のために利用される行政防災無線を市内全域化をしていく必要があると思えます。旧上野市には、旧町村のような各家庭に防災無線の受信機がありませんが、どのように安心安全を確保していくのか、また、全市民的なシステムの構築をどのように進めるのかお尋ねします。

**市民の安心安全のための
FM化と全域化を検討**

A 行政防災無線につきましては、市民の安心安全のためにFM放送の利用を含め全市民に進めていくことが必要だと考えています。今後、旧町村においても、現在ある設備を更新していくなかで、先進地域のシステムを研究しながら、FM化と全域化を検討していきたいと考えています。

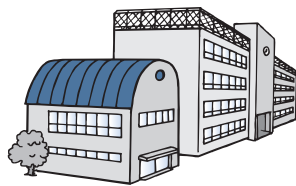


▲防災無線屋外拡声子局

公共施設の使用

(森本 聡議員)

Q 文化施設・体育施設など市内には多くの施設があり、どの施設も地域住民のニーズを結集し、夢を託して建設して使用してきました。ところが、合併により市民が直接使用し最も身近な施設の「使い勝手が非常に悪くなっている」との声が市内各所で聞かれます。条例施行規則は管理者側のもので、市民の利便を考慮しているとは思えません。使用状況を見ても合併前と後では、ほとんど半減しています。スタート間もないでは済まされず早急な対処が必要と思いますが、お考えをお聞かせします。



条例施行規則などの改正を含め改善

A そのような声は担当部署や支所にも届いていると思います。市民のための施設であるからどこがどう使い勝手が悪いのか、それぞれの担当で検討し条例規則などの改正、指定管理者との委託契約の見直しなど必要な改善を行い市民の皆さんの利便に供します。

バスの空白地対策を

(森 正敏議員)

Q 議会の交通対策特別委員会では、住民の意向を受けてバス空白地対策を検討中ですが、他の自治体で採用し始めた電話予約で、自宅送迎が可能な小型車両を使ったデマンド方式によるバスの運行や、スクールバスの活用をしてはどうかと考えますが、当局の考え方を伺います。

**議会案も加味した
交通計画を策定します**

A デマンド方式は、ドア・ツー・ドアで交通弱者にはよいが、広くて人口密度の低い当市では必ずしも有効な交通手段ではありません。市の交通体系は現在検討中であるいろいろな方法、例えば、企業バスやスクールバスの利用、近隣の方の協力等を組み合わせて複合的に考えています。この中でもスクールバスの利用は有効な手段だと考えています。他の交通機関と競合にならないよう運行ダイヤ、ルート、料金等を検討していきます。また、議会案も加味した交通計画を策定していきます。



救急車不適格使用の現状と対策について

(岩田佐俊議員)

Q 救急車の不適格使用やタクシー代わりの救急車の出動要請が全国的に益々増加していると伺っておりますが、伊賀市消防本部における現状と対策について答弁していただきたい。



A 正しい救急車利用のお願いを

A 消防の任務といたします救急出動につきましては、消防法により災害や事故また急病などにより緊急に医療機関に搬送する必要があるり、かつ、搬送手段のない場合などと定められておりますが、伊賀市消防本部管内におけます救急出動につきましても、この本来の趣旨に反する救急出動が含まれているのが現状であります。このような不安な救急要請が全国的な問題となっており、いかにこれらを抑

制していくか検討をしているのが現状であり、なかには条例を制定し不適格救急出動に対しまして罰則や罰金等を定めようとしている自治体もあるようですが、総務省消防庁ではこの問題に対しまして早急に取り組む必要があるとの見解で現在検討中でありまして、伊賀市消防本部といたしましては、動向を見ながら対応をしていきたいと考えています。今後とも、救命講習会や救急フェアなどの機会に、正しい救急車利用をお願いしてまいります。

微生物液による環境浄化の取り組みに支援を

(中本徳子議員)

Q きれいな川は、家庭排水の改善からと、伊賀市商工会の青年部、女性部会員の方々が、環境浄化微生物液使用による「いがAI」事業に取り組んでいます。微生物液は、乳酸菌、納豆菌、糖蜜等を用いて発酵培養させた複合微生物液で、ペットボトル等で簡単に作れて、台所、トイレ、家畜糞尿処理、合併浄化槽への投入等で、噴霧や流し込みにより微生物の力で処理され、水質向上、汚泥削減消臭等の向上を図るなど環境改善になることですので、市としての支援策をお伺いします。

A 簡単に手軽な環境浄化を研究

A 環境浄化を簡単に、手軽にでき

る方法のようであり、安価、安全であるので、市としては、研究をいたしまして取り組んで行きたい。今後取り組みをしていただく地域には、自治協議会の地域貢献型交付金等も考えて行きたいと思っております。

出産育児一時金 受領委任払い

(森永勝二議員)

Q 国民健康保険加入者が出産する場合、出産育児一時金を保険者が直接病院等に支払う受領委任払い制度を、実施している自治体があります。実施すべきだと思いますがどうですか。

A 4月1日実施します

A 出産育児一時金の受取代理制度につきましては、被保険者の負担を軽減する観点から導入に努めることとされており、保険者及び医療機関等の同意を得ることが必要であります。手続きといたしましては、出産育児一時金請求書事前申請書を提出していただく際に、医療機関等にその申請書に設けた受取代理人の欄に同意を得ていただく必要があります。伊賀市におきましては、制度導入のため要綱等を作成中でありまして、伊賀管内の関係医療機関にも協力を得て、出産育児一時金受取代理の制度を平成19年4月から実施していきたいと考えております。

後期高齢者医療制度とは

(森岡昭二議員)

Q 現在の老人保健制度がどのように変わりますか。保険料の負担や支払方法、軽減措置はどのようになりますか。

A 75歳以上医療が独立

A 平成18年6月の医療制度改革により、平成20年度から新たな高齢者医療制度として独立した後期高齢者医療制度が創設されます。現在老人保健制度により行っているものを、後期高齢者（75歳以上及び65歳以上75歳未満で寝たきりの認定を受けた者）を対象とした新たな保険制度として行うもので、75歳になった時点で加入していただくものです。保険料は、年金から天引きする特別徴収と個人納付の普通徴収との2種類になります。保険料率は、各県で発足される後期高齢者医療広域連合が決めることとなっており、国民健康保険税同様7割・5割・2割の軽減措置もとられることとなっております。



放課後子ども教室の 取り組みは (森野廣榮議員)

Q 文部科学省が来年度から全国すべての小学校で計画している事業で、児童の安全、安心な居場所づくりを目的とし、原則として平日と土曜日の毎日、小学校の空き教室等に無料で子どもを受け入れ、遊びや学習の場を提供、元教員のボランティア等が常駐することとなつていきます。実施に向けて運営委員会を設置し、すべての学校に開設するのか等放課後対策の放課後子どもプラン事業計画を策定しなければなりません。取り組み状況をお尋ねします。

運営委員会を設立していきたい

A 利用状況把握のためアンケート調査をしました。30%の保護者より利用するという結果です。下校時の安全、空き教室、指導者や報酬(1時間360円)の問題等があります。地域のご協力もお願いし、すべての学校では難しいが運営委員会を設置し検討したいと考えています。



伊賀地域における 医療体制は (桃井隆子議員)

Q 上野総合市民病院の医療体制と問題点について病院長にお尋ねします。

万全を期したい

A 新研修制度のために、大学病院でも医師不足は深刻です。当院も医師・看護師不足は同様です。これを解消するには、若い医師が行きたいと思う病院をつくる必要があります。若い医師は良い医療をしたい・勉強して成長したいと考えています。つまり、高度医療ができる設備の整った施設・優秀なスタッフに教育されて、数多くの症例で勉強できる環境をつくることが大切です。病院だけでなく、市民・行政・議会がともに考える必要があります。



Q 伊賀地域全体で5年後を見据えた医療体制の整備、つまり、病院の集積化、或いは分散化について市長の所見を伺います。

A 将来は、伊賀で大きな病院が一つ必要です。

校区再編計画について (前田孝也議員)

Q 新中学校建設は、学校教育法第29条及び第23条第1項第2号の規定に基づき教育委員会の責任で再考されるべきとの質問に対して、教育委員会の権限により設置候補地の選定にあたり諸問題に慎重な審議を行い異臭問題、交通対策に関わる事実調査を行なったと回答されていますが、当該地区と教育委員会との思惑、見解の相違に今格差があります。対応策は感じられるものの各種データの確証を詳細に示していただきたい。

異臭問題について開校までに調査を

A 教育委員会といたしましては、上野地区校区再編計画及び伊賀市自治基本条例の主旨に基づき、地域住民の参画と合意を基調に事務を行なっているところであり、設置候補地の選定、諸問題について慎重なる審議をしているところであり、未だ合意をいただけていない地区の意見についても、真摯に受け止める姿勢で事務執行を行なっています。異臭問題については、開校までの期間においても、引き続き調査を行い細心の注意を払ってまいります。

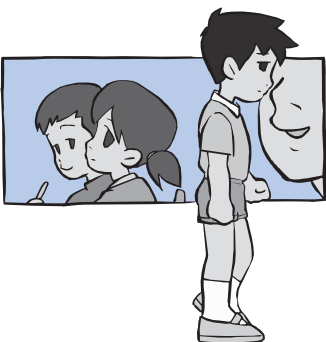


Eメールでの相談体制を (渡久山カナエ議員)

Q 悩みを持った子どもたちの現在の電話相談体制は、ほとんどが平日対応で24時間は県でも週に1日だけです。「今いるこの場所から、今この時間に自分の気持ちをわかってほしい、わかってほしい、誰かに聞いてほしい。」というのが、いじめを受けていたり、悩みを持った子どもたちのニーズではないでしょうか。Eメールだとパソコンだけでなく、携帯電話からも相談内容を送信することができます。教育長のお考えはいかがでしょうか。

利用価値はあるのでは

A 24時間体制の電話相談は、今後県でも枠を広げてもらえる予定です。バラエティ番組、ゲーム、携帯電話は三悪だと思つていますが、できれば持たせたくないのですが、携帯電話のEメール相談は新しい方向ではないか、また、利用価値があるのではないかと考えます。



伊賀市の農地の保全対策 事業の現状は

(奥 邦雄議員)

Q 今、進めていただいている19年度から始まる水田農業のビジョンの作成とともに産地づくり交付金、農地・水・環境保全向上対策、中山間地域直接支払事業、担い手支援対策等、地域農業づくり支援対策事業が多くあります。市内各地域に合った支援対策事業を1つでも多く進め、優良農地と地域の環境保全に努めていただきたいと考えるが現在の状況をお尋ねします。

水田農業ビジョンを策定し、 効率よく進めます

効率よく進めます

A 19年度から新しく伊賀水田農業ビジョンを策定して、水田農業の振興を図ります。産地づくり交付金は、麦、大豆に加え地域特産野菜も交付対象とします。また、農地・水・環境保全向上対策事業は、20地域以上に取り組んでいただく予定です。さらに、中山間地域直接支払制度は、64地域が受けていますが、継続して取り組んでいただきます。品目横断的経営安定対策では、麦について、認定農業者40人、農家組合24組織の加入申込みがありました。これらを含め少しでも多くの地域が参入できるように全力を挙げて推進します。

中心市街地活性化について (今井由輝議員)

(今井由輝議員)

Q 中心市街地活性化と上野市駅前再開発、それに近鉄伊賀線との連動性と費用対効果は、どのようにお考えですか。

中心市街地活性化基本計画策定委員会で審議中

A 上野市駅前再開発は、銀座通りの街並み整備と合わせて旧上野市の永年の懸案であり進めていきたい。人に例えれば顔の部分であり、体の部分ではできており、再開発事業の全体事業費は概ね50億円です。中心市街地活性化については、色々なデータやアンケートをもとに伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会で審議中であり、近鉄伊賀線は通学の面で大変重要であり、費用対効果だけではいけない、現在伊賀線支援額は予定額6千万円であり利用率を高めるための施策に取り組んでまいりますのでご理解を頂きたい。



▲上野市駅前

上野市駅前地区市街地 再開発事業について (勝矢節義議員)

(勝矢節義議員)

Q 伊賀市の中心はどこかと聞かれたいと思います。しかし、本計画は平成8年から企画されているその当時と今の街の状況、さらには5年、10年を見通して、つくつてよかつたと思える、しっかりとした考えを示してほしい。これは議会が議決すべき案件であり、市民を代表する機関として議会内議論をして、説明責任を果たさなければならぬ。最小の市民負担で最大の市民福祉がこれからの都市経営のセオリー(理論)ですがいかがですか。

合併特例債を活用

A 本事業は、合併特例債を充当するが実質市の持ち出しは全体事業費を50億円とした場合市の負担は30億円余りで一般財源は1億五千

万円である。合併特例債を活用することにより市費の削減を図り、この事業推進により効果はあると考えています。

お詫びと訂正について

「伊賀市議会だより No.5 平成18年6月1日号」におきまして、4ページの一一般質問(本城善昭議員)の記事で、答弁内容と違ったことを記載いたしました。本来なら、市民の皆様には次号(No.6)で訂正すべきでしたが、今回になりましたこと深くお詫び申し上げます。今後このようなことがおこらないように編集委員一同取り組んでまいります。なお、このことについて、議員政治倫理審査会が開かれその結果は11ページに公表しています。

移動制約者の移送サービスについて (本城善昭議員)

A Q ……
誤) …… NPOには出来高払いの補助を考えます。

正) …… 福祉有償サービスの料金設定については、検討の必要があります。

3月定例会の開催日程(予定)

3月定例会は、2月28日(水)から3月23日(金)までの会期24日間の日程で開催の予定です。

2月28日(水)	本会議	開会
3月 5日(月)	本会議	代表質問
6日(火)	本会議	一般質問
7日(水)	本会議	一般質問
8日(木)	本会議	一般質問
12日(月)	予算特別委員会	
13日(火)	予算特別委員会	
14日(水)	予算特別委員会	
15日(木)	常任委員会	
19日(月)	常任委員会	
23日(金)	本会議	閉会

※本会議は市役所2階市議会会議場で、委員会は2階市議会委員会室で開催されます。

※時間は、いずれも午前10時から開催の予定です。

※変更される場合もありますので、ご確認ください。

お問い合わせ：伊賀市議会事務局

電話 22・9687

★ 常任委員会

各常任委員会では、第7回定例会において付託された議案 30件について審査を行いました。主なものは、次のとおりです。

総務

議案第百六十八号

『助役制度及び収入役制度の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』

本委員からは、副市長2人制や会計管理者についての市長の考えはどうか。また、助役から副市長になって委譲される権限は、今わかる範囲でどんなものか、さらに、会計管理者の設置により、会計管理者と出納室長が一本化されるのかと質疑がありました。

△ 当局からは、助役2人制は合併時の合意で4年間はそのままいきたいとのことであり、助役それぞれに担当を決めることで一定の効果が出ているとのことでした。また、委譲される権限は、現時点では具体的に決まっておらず、今後各部にヒアリングを行い、副市長に委譲する権限の詳細を決め、4月1日までに規則により告示する予定であるとのことでした。さらに、会計管理者の設置について、会計管理者は一般職であるとの、出納室長がより権限を持った形になるが、一本化されるかどうかは組織として決まっていな、との説明がありました。

▽ 討論において委員からは、合併後の早期一体化の疎外にならないように制度運用すべきであり、今後決められる副市長の職権・業務分担が市民にわかりやすいものになるように望むとの意見が出されました。

付託 議案十三件

教育衛生

付託 議案十件

議案第百七十二号

『伊賀市健診センター設置条例の制定について』

本委員からは、伊賀市立上野総合市民病院敷地内に建設を進めている伊賀市健診センターの開設に伴い、施設の名称及び位置、業務、休診日等、健診料等について規定するものです。

▽ 委員からは、働いている方も検診を受けられるように月に1回でも休日を検診日に当ててもらえる考えはないのか、また適正な職員数とはどの程度考えているのかとの質疑がありました。

△ 当局からは、公的病院なので休日まで職員を勤務させることは難しいが、同センター及びPETCTの普及を図っていくことについて再度病院内で検討していきたいとのことでした。また、職員数は、医師・薬剤師・臨床検査技師・放射線技師・管理栄養士・看護師・看護助手・事務職員・技術職員の専任5名兼任18名臨時職員7名体制で運営していきたいとの説明がありました。



伊賀市健診センター

産業経済

付託 議案二件

議案第百八十一号

『伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部改正について』

本委員からは、県単独土地盤整備事業及び県単独農村集落機能強化支援事業の分担金の率を改正するものであります。

▽ 委員からは、県単独農村集落機能強化支援事業の採択条件と予算枠について、また、本年度に前倒しする事業内容について、さらに、同事業でいうカバープランツ植栽とはどのようなものかとの質疑がありました。

△ 当局からは、県の採択基準は2haから20haで表、大豆など集団転作営農に取り組まれている地域が優先され、予算枠は、18年度、県の補助金ベースで2800万円とのことでありました。また、前倒しする事業は、柏野地区での農道整備で、700万円の事業費で、幅員3m、延長750mとのことでありました。さらに、同事業でいうカバープランツ植栽とは、高い畦畔などでの除草作業の省力化や土砂流失防止のために植物を植栽することで、茎や枝を横に伸ばし地面を覆う岩だれ草などがある、との説明がありました。

建設水道

付託 議案五件

議案第百八十二号

『伊賀市特別会計条例の一部改正について』

本委員からは、上野市駅前地区市街地再開発事業に係る収支などを一般会計から切り離し、円滑な運営と経理の適正化を図るため、特別会計にしようとするものであります。

▽ 委員からは、財源内訳で商工会議所さんからは保留床処分金として資金を出していただくだけなのかどうか。また銀行等は入られないのか。さらに、地権者の方が54名いるが、同意を得られていないのが何名かいると聞いたが、全員の同意が得られないと進んでいかないのか、都市計画決定がされているので、同意がなくても仮換地処分ができ、事業を進めることができるのか、そしてまた、この特別会計は、建物が完成してもずっと続いていくのかとの質疑がありました。

△ 当局からは、現在の会議所が持っている土地、建物について現在の価格を算定し、新しいビルとの価格差として1億円程度で床を買っていただく。また銀行については権利者の1人であるので、再開発ビルの1階へ入っていただく予定で進めている。さらに、同意については、基本的には全員同意が必要だと考えているが、同意を得られなくても事業を進めることは可能であるとのことでありました。また、同意を得られられない方は、1名と代替の関係で2名との報告がありました。更には、この特別会計は、事業が終わった時点で、事業費を算出し、早い時期に精算していくとの説明がありました。

特別委員会報告

少子高齢化対策特別委員会

少子化対策分科会では、10月20日に分科会を開催締切日の決定①アンケート設問内容の精査②アンケート締切日の決定③アンケートの配布方法④集計方法については少子化対策分科会で行なうことと決まりました。その後、配付先の保育園・幼稚園を40箇所、企業・事業所50社を分科会委員で手分けをして、アンケート協力をお願いに伺いました。次に、高齢化対策分科会ですが、去る10月17日に市内2箇所のグループホームを訪問し、グループホームの施設の経営・運営上の現状を課題に意見交換会を行い、合わせて施設見学も行いました。11月28日に少子高齢化対策特別委員会を開催し、両分科会における現在までの取り組み状況について報告いたしました。内容につきましては、過日、配付しお願いをいたしておりました少子化に関する意識調査の回収状況ですが、11月28日現在で、企業用15部・市民用261部の合計276部の回答をいただき、今後の集計方法や日時についての協議をいたしました。また、グループホームでの意見交換会の結果を報告し、協議をいたしました。その他の項で、介護保険での案件について行政担当者より説明を受けました。

交通対策特別委員会

当委員会は、9月議会以降、10月3日に開催し、11月24日豊田市へ交通問題で視察を行いました。10月3日の委員会は、行政から現在進めている交通問題の説明を受け、意見交換会を行いました。行政からは交通計画を策定するために設置された、交通計画協議会が中間案の取り

まとめを行なうところまで作業が進んでいること、10月中頃から11月にかけて支所別の説明会を行なうこと。来年の年明け後ブリックコメントを行い18年度中に交通計画を完成すること。19年度から地域の住民や議会の理解を得ながら順次、計画的に施策の実施を行うということ、資料に基づき詳しく報告を受けました。委員からは「支所ごとに実施するのですか」「当委員会で検討してきた不便地域の解消案について計画に示されていないのでは」「デマンドバスの試験的導入について全市的にやるべきだ」「新堂から伊賀神戸まで通学を含めたバスを走らせてほしい」「e・まちタクシー、デマンドバタクシーをもっと活用すべきだ」「運賃体系の考えでははのまま無料であったのが子ども半額でも月5000円にも」等各委員から様々な意見が出されました。今後、委員会は、豊田市の視察内容も含め、当委員会めざす不便地区の解消について更に検討を深め、様々な角度から、十分検討していきたいと考えております。

農林業活性化特別委員会

当委員会は、10月5日に開催され、林業の活性化の推進役を担っている、マルチピア協業組合、フォレスト伊賀及び伊賀森林組合との懇談をおこないました。

木材の不況から近年、各林家による山林の管理が停滞し、山林離れというか、放置し、山林の荒廃をまねいております。このことから、森林の持つ機能が十分に発揮されずに、災害を引き起こしているため、早急に対策を考えなければなりません。マルチピアは、6万㎡の広大な売り場と高性能設備を有する、伊賀唯一の原木

市場で、また、フォレスト伊賀では、多くの若い林業労働者が活動できるように体制づくりを整えるために設立され、活動されているのとこととでありました。材木を問引きする間伐は、健全で活力ある森林にするための不可欠な育林作業の1つで、森林内に適度な光が入り、低木や下草の発生が促され、表土の流出が防止される。形質の優れた利用価値の高い木材が生産されるなどの目的があります。

間伐は、山から出してくる経費が高かつき、採算が合わない、山林者が高齢となつていながら挙げられるが、伊賀の山林資源をいかに流通に乘せていくか、また、生産経費を下げる取り組みが課題となつていきます。伊賀森林組合では、林業に関して、指導、販売、購買、利用、金融、林地処分の6部門での事業が展開されています。18年度事業では、森林環境創造事業の拡大・流域循環資源林や流域公益林の整備事業の推進・治山、受託造林、林道管理、調査事業を進める・緊急間伐団地の設定など、いずれも林業に重要な事業となつております。全体を通し、地産地消で伊賀材を使つていただけるようなアピールに努めていきたい。また、林道整備など間伐に対して、力を入れてほしいとの要望がありました。委員会としては、林家の生活のためにも、更には健全な森林管理運営のためにも、林業に対する施策を十分に考え、促進・支援体制を講じていかなくてはなりません。また、市、県、国においても林業の生産基盤となる整備、特に林道などの作業道の新設、整備を推進し、森林へ簡単に通行できるようにすることが、林業の活性化になると考えます。今後も引き続き、農林業の活性化に向けて調査研究を重ね、努力してまいります。



中心市街地活性化対策特別委員会

当委員会では、中心市街地活性化に関する法律の改正を受け、当初より改正点の研究をしてまいりました。また、伊賀市におきましては、これまでも多様なまちづくりに取り組んでおりませんが、中心市街地活性化を達成するために、新法に基づく新しい理念と方向付けを行い、実現可能な具体的な事業が求められているところがあります。活性化事業につきましては、行政、議会、活性化委員会、住民の共通認識が必要とされることから、当委員会といたしましては、11月17日に活性化委員会準備委員会の皆さん方との懇談会を開催させていただきました。現状の説明、これまでの取り組み、今後の活動などを聞かせていただいたところです。懇談会のなかで、①まちの継続的な賑わいを創出するためには、会社組織でなくともうまくいかないこと②中心市街地位置づけと都市機能の維持のための方策を探るべくワーキンググループが作られ、すでに4回開かれていること③少ない国の認定確保のために、県下でもっとも計画が進んでいるのとこと、など説明を受けたところであります。また、意見交換のなかでは、①中心市街地の範囲について、また、いろんな方策など聞かせていただきましたが、具体的な計画はまだこれからとのことである②中心市街地活性化はもう遅いのではないのか、との意見も聞かれましたが、中心市街地の現状を考えてみると、何も対策を行わないというのでは地域づくりが出来ないのではないのかとの意見でまとまりました。最後に、設立準備委員からは、この中心市街地活性化計画は最後の計画であるとの認識に立つくいの気持ちでかからねばならないだろうとの話があり、

委員も熱意を感じたところであります。

川上ダム・下水道対策特別委員会

当委員会は、10月27日に開催され、伊賀市における処理方法の異なる（特色ある）3施設の視察研修を行いました。まず、いがまち西部と阿山河合処理区のせせらぎ浄化センターにつきましましては、処理方法は、土壌被覆礫間接触酸化法で特色は、時間が50時間と長いため負荷変動が起きても処理能力が安定しているのと、管理費が比較的安くつくとの説明を受けた。次に、上野新都市浄化センターであります。処理方法は、活性汚泥法と砂ろ過を組み合わせた方式で、排除方法は、分流水で通常の汚泥管と、浸水防除対策として雨水管が埋設されているこのような処理区は、この新都市処理区だけではありません。その後、クリエイトランド（産業用地）排水処理についての説明を受けた。三箇所目の比自岐農業集落排水処理施設では、し尿と生活雑排水を活性汚泥方式の連続流入間欠曝気方式を採用し、処理した後、水生植物等の自然水質浄化施設により浄化される効果を実証施設により実験事業を行なっている。内容は、接触酸化水路方式とバイオジオフィルター等を組み合わせさせて処理し、農業用水として再利用している。

人権同和・環境対策特別委員会

昨年10月24日開催されました伊賀南部環境衛生組合議会において、新ごみ焼却施設等にかかる請負契約の締結議案が賛成多数で可決されましたが、審議過程において、ごみ処理施設比較検討審査委員会での下位評価であった業者が請け

負うことについて、安全・安心面において不安があるなどの質疑がありました。当委員会は、このことを受け、当該業者が平成14年に竣工した長崎県対馬市の対馬クリーンセンターを視察しました。対馬クリーンセンターの処理能力は、1日60トン、2炉、ガス化溶融炉方式であり、南部環境衛生組合の施設より小規模ですが、焼却方式、施設内排水は無放流など同様でありました。担当者の案内にて、施設内をつぶさに視察するとともに、特に、比較検討審査委員会から指摘のあった事項について質したところ、連続稼働日数は45日であり、窒素酸化物の大きな変動もなく安定している、更に、操業以来、重大なトラブルもなく順調に稼働している、との説明でありました。また、当クリーンセンターのランニングコストは、ごみ1キロ当たり38円とのことでありました。担当者から、維持管理業者との委託契約は、長期での契約を勧める、との助言を受けたところであります。



12月定例会議案等の審議結果

■ 原案可決されたもの

- 議案第157号 平成18年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第2号）
＜全会一致＞
- 議案第158号 平成18年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
＜全会一致＞
- 議案第159号 平成18年度三重県伊賀市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
＜全会一致＞
- 議案第160号 平成18年度三重県伊賀市老人保健特別会計補正予算（第2号）
＜全会一致＞
- 議案第161号 平成18年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
＜全会一致＞
- 議案第162号 平成18年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
＜全会一致＞
- 議案第163号 平成18年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
＜全会一致＞
- 議案第164号 平成18年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
＜全会一致＞
- 議案第165号 平成18年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算（第3号）
＜全会一致＞
- 議案第166号 平成18年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算（第2号）
＜全会一致＞
- 議案第167号 平成18年度三重県伊賀市伊賀下水道事業会計補正予算（第1号）
＜全会一致＞
- 議案第168号 助役制度及び収入役制度の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
＜賛成多数＞
地方自治法の一部改正により、平成19年4月1日からの助役及び収入役制度の改正により関係条例を改正するもの。
- 議案第169号 吏員制度の廃止による関係条例の整理に関する条例の制定について
＜全会一致＞
地方自治法の一部改正により関係条例を改正するもの。
- 議案第170号 伊賀市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
＜全会一致＞
辺地地域で施工する移動通信用鉄塔施設整備事業の費用に充てるため、この施設を利用する通信事業者から分担金を徴収するための条例を制定しようとするもの。
- 議案第171号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
＜全会一致＞
学校教育法の一部改正により関係条例を改正するもの。
- 議案第172号 伊賀市検診センター設置条例の制定について
＜全会一致＞
伊賀市検診センターの開設に向けて、名称及び位置、業務や休日等について規定するため本条例を制定するもの。
- 議案第173号 伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について
＜全会一致＞
平成18年度の人事院勧告に準じて本条例を改正するもの。
- 議案第174号 伊賀市消防団員等公務災害補償条例の全部改正について
＜全会一致＞
- 議案第175号 伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
＜全会一致＞
政令の規定の例を準用するため、本条例を改正するもの。
- 議案第176号 伊賀市給食センター設置条例の一部改正について
＜賛成多数＞
〔（仮称）いがっこ給食センター夢〕の設立に伴う同施設の名称等を追加するため、本条例を改正するもの。
- 議案第177号 あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
＜全会一致＞
利用料金について条例を改正するもの。
- 議案第178号 伊賀市保育所条例の一部改正について
＜全会一致＞
- 議案第179号 伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
＜全会一致＞
伊賀市立大山田西保育園の設置位置の変更と同園に併設する子育て支援センターの施設の名称や位置、利用時間等定めるため本条例を改正するもの。
- 議案第180号 伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の一部改正について
＜全会一致＞
厚生労働省の告示名称の変更により本条例を改正するもの。
- 議案第181号 伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部改正について
＜賛成多数＞
県単独土地盤整備事業及び県単独農村集落機能強化支援事業の分担金の率を改正するもの。
- 議案第182号 伊賀市特別会計条例の一部改正について
＜全会一致＞
〔上野市駅前地区市街地再開発事業〕の適正な経理を行うため平成19年度から〔伊賀市市街地再開発事業特別会計〕の設置による本条

例を改正するもの。

- 議案第183号 伊賀市伊賀下水道事業の財務に関する条例の廃止について
＜全会一致＞
下水道事業の経理方式について、特別会計方式に統一するため、同条例を廃止するもの。
- 議案第184号 伊賀市・名張市広域行政事務組合規約の変更に関する協議について
＜賛成多数＞
地方自治法の一部改正により、本組合規約の変更に関する協議。
- 議案第185号 伊賀南部消防組合規約の変更に関する協議について
＜全会一致＞
- 議案第186号 伊賀南部消防組合の解散に関する協議について
＜全会一致＞
- 議案第187号 伊賀南部消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
＜全会一致＞
平成19年3月の同組合解散にあたり、地方自治法の規定により解散後の事務の継承について組合規約の変更を、また、同組合の解散について、名張市と協議を行うこと、そして、その財産処分に関する協議。
- 議案第188号 伊賀南部環境衛生組合規約の変更に関する協議について
＜賛成多数＞
地方自治法の一部改正により、本組合規約の変更に関する協議。
- 議案第189号 辺地に係る総合整備計画について
＜全会一致＞
青山支所管内の新たな5地区における道路、簡易水道施設、集会所、通信施設等の公共施設について、平成18年度から22年度までの5カ年の総合整備計画を作成しようとするもの。
- 議案第190号 辺地に係る総合整備計画の変更について
＜全会一致＞
青山支所管内の種生地区の整備計画の一部変更を行うもの。
- 議案第191号 字の区域の変更について
＜全会一致＞
県営経営体育成ほ場整備事業倉部川沿岸地区野村換地工区の土地改良事業に伴い、耕地等が整理統合されたので、小字の区域を変更しようとするもの。
- 議案第192号 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議について
＜賛成多数＞
後期高齢者医療制度の事務を効率的に処理するため、県内すべての市と町が加入する広域連合を設立予定で、関係団体の協議で定めようとするもの。
- 議案第193号 指定管理者の指定について
＜全会一致＞
阿山交流促進施設について阿山物産振興協同組合を指定管理者に指定するもの。
- 議案第194号 工事請負契約の締結について
＜全会一致＞
青山支所管内の市道腰山福川線道路改良工事
- 議案第195号 工事請負契約の締結について
＜全会一致＞
青山支所管内の市道阿保老川線道路改良工事
- 議案第196号 （仮称）伊賀市給食センター厨房機器一式（可動機器）の買入れについて
＜賛成多数＞
- 議案第197号 市道路線の認定について
＜全会一致＞
県道の移管や道路の建設等に伴い新たに3路線を認定するもの。
- 議案第198号 市道路線の変更について
＜全会一致＞
道路の建設やほ場整備事業等による起終点の見直し等より6路線を変更するもの。
- 議案第199号 市道路線の廃止について
＜全会一致＞
路線見直しに伴い1路線を廃止するもの。
- 発議第18号 伊賀市議会委員会条例の一部改正について
＜全会一致＞
地方自治法の一部改正により本条例を改正するもの。
- 発議第19号 伊賀市議会会議規則の一部改正について
＜全会一致＞
地方自治法の一部改正により本規則を改正するもの。

■ 原案同意されたもの

- 議案第200号 公平委員会委員の選任について
＜全会一致＞
中林律子氏（伊賀市川西）が同意されました。
- 議案第201号 教育委員会委員の任命について
＜全会一致＞
岡島和子氏（伊賀市中村）が同意されました。

第6回(10月)臨時会議案等の審議結果

- 議案第153号 損害賠償の額を定め、和解することについて
＜全会一致＞
医療事故による損害賠償の額を定めようとするもの。
- 議案第154号 平成18年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算（第2号）
＜全会一致＞
- 議案第155号 工事請負契約の締結について
＜全会一致＞
しらさぎクリーンセンター焼却施設の解体工事
- 議案第156号 工事請負契約の締結について
＜全会一致＞
島ヶ原第2浄水場築造工事に係る水処理施設
- 発議第17号 北朝鮮の地下核実験に対する国連安保理決議の完全履行と平和解決を求める意見書（案）の提出について
＜全会一致＞

1月10日、議会運営委員会によって選任された6名の委員による議員政治倫理審査会における審査結果の概要を政治倫理条例施行規則第7条により、次のとおり公表します。

当審査会は、議長から、本城善昭議員に対して、「伊賀市議会だより（平成18年6月1日No.5）に掲載（原稿は自ら作成）した一般質問の内容に偽りがあった」として、伊賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条に違反するおそれがあるとのことで、審査を付されたところでもあります。

当審査会では、今日まで6回の審査会を開催し、慎重審査を行ってきたところでもあります。

1月19日開催の第1回の審査会においては、会長に山岡耕道、副会長に岩田佐俊君を互選し、今後の進め方について協議を行い、第2回審査会においては、発覚から今日までの経緯、第3回審査会では、条例第6条第1項でいう審査請求の適否について協議し、本審査請求が妥当である旨、決定いたしました。

第3回・第5回の審査会では、本城善昭議員からの意見陳述、委員からの質疑が行われたところでもあります。

審査内容の詳細につきましては会議録に譲りますが、特に、本城善昭議員から虚偽の記述にいたった経緯、市議会だよりの信用を失墜させたこと、並びに、市民・議会等関係者に対する陳謝がありました。委員からは、団体等に対する利益誘導ではないか、思いが高じての虚偽記述と言われるが捏造ではないかとの質疑があり、本城善昭議員からは、決して利益誘導を意図した記述ではない、また、捏造と言われれば認めざるを得ない、とのことでありました。

当審査会は、以上のような審査経緯を踏まえ、次のような結論を得たところでもあります。

本城善昭議員には、議員全員懇談会での陳謝、広報委員会委員、及び少子高齢化対策特別委員会副委員長の辞職願などが提出されているものの、市議会だよりへ虚偽の原稿を掲載した行為は、市民並びに福祉に携わる団体等へ多大なる迷惑をかけ、また、市議会並びに市議会だよりに対する信頼を著しく失墜させた責任は重大である。

これらの理由により、本城善昭議員には、条例第3条第5号に抵触するものと考えられる。

については、議長において、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復する処置を定めた、条例第9条により、

・任期中の全ての役職停止。

以上の処置を講じられんことを付言し、報告とします。

平成19年1月29日

伊賀市議会議長 安本 美栄子 様

伊賀市議会議員政治倫理審査会
会長 山岡 耕道

議長においては、上記議員政治倫理審査会からの報告を受け、1月29日付にて、本城善昭議員に対して、次の文書を手渡しました。

平成19年1月29日

伊賀市議会議員 本城 善昭 様

伊賀市議会議長 安本 美栄子

貴殿が記述した、「伊賀市議会だより（平成18年6月1日No.5）に掲載した一般質問の内容に偽りがあった」として、伊賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、調査請求書が提出され、条例3条に違反するおそれがあるとのことで、政治倫理審査会に審査を付したところでもあります。

1月29日付にて、同審査会会長から、市議会だよりへ虚偽の原稿を掲載した貴殿の行為は、市民並びに福祉に携わる団体等へ多大なる迷惑をかけ、また、市議会並びに市議会だよりに対する信頼を著しく失墜させた責任は重大であり、条例第3条第5号に抵触する。

よって、本職に対して、「任期中の全ての役職停止」の処置を講じられたいとの報告がありました。

については、本職においても、この件にかかる貴殿の行為は、市民全体の代表者である議員としての品位と名誉を損なう行為と考え、条例第9条に基づき、議会運営委員会の同意を得たので、同条第3号により、貴殿に次のことを求めます。

記

1. 任期中の全ての役職停止。

バス運行希望調査 (案)

交通対策特別委員会では、バスの運行希望路線を調査しました。バスの運行希望路線は、AからMの13路線、総キロ数は115kmに及び希望停留所は85ヶ所になりました。なお、この調査結果をどのように生かしていくか検討を重ねているところです。



一般質問の詳しい内容は、伊賀市ホームページの市議会・会議録検索システムからご覧いただくことができます。また、伊賀市議会だよりもPDF版でご覧いただくこともできます。

伊賀市議会へのご意見や感想をお寄せください。詳しくは議会事務局まで TEL 22-9687 (直通)